

大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する協定書

高知市農業協同組合（以下「甲」という。）と高知警察署（以下「乙」という。）は、地震、その他の災害により甚大な被害が発生した場合（以下「大規模災害発生時」という。）における駐車場の一時使用について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（駐車場の使用）

第2条 乙は、大規模災害発生時における警察署の活動拠点（警察車両の一時退避場所、警察業務を継続させることのできる安全な場所）として、甲の駐車場を使用する必要があると認めるときは、甲に対し、期間を定めて当該使用について要請できるものとする。

2 甲は、前項の規定による要請を承認する場合は、甲の業務に支障を及ぼさない範囲で、乙に甲の駐車場の使用を許可するものとする。

3 前項の規定により許可された甲の駐車場の使用は、無償とする。

（協議事項等）

第3条 大規模災害発生時における駐車場の一時使用に関する事項について、この協定書に定めがない事項が生じた場合は、その都度、甲と乙とが協議して決定するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定書は、協定締結の日から効力を発生するものとし、甲又は乙から協定書の解除又は変更の意思表示がない限り、継続するものとする。

この協定書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和 4 年 6 月 21 日

甲 高知市高須東町4番地8
高知市農業協同組合

代表理事組合長

乙 高知市北本町1丁目10番12号
高知警察署

署長